

各務原市広告掲載要綱

(平成18年1月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報印刷物、ウェブページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載がふさわしいと認められるものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のウェブページ

ウ 市の施設

エ その他広告媒体として活用できる資産であると市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第5条 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、都市の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(広告掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告掲載をするものとして不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載をする内容、業種、事業者その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(屋外広告に関する基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが都市の美観風致を損なうおそれがあるもの又は交通の安全を阻害するおそれがあるものは掲載しないものとし、必要な場合は別に定める基準による。

(広告掲載の審査)

第8条 課等の長は、当該課等が所管する広告媒体に広告掲載を行おうとするときは、その年度ごとに、当該課等が置かれる部等の長の決裁を受け、各務原市広告掲載審査申込書（様式第1号）により市長公室長に審査を依頼しなければならない。

2 市長公室長は、前項の規定による審査の依頼があったときは、その内容を審査し、各務原市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により審査の結果を通知しなければならない。

(広告主選定の審査)

第9条 前条第2項の規定により広告掲載を認める旨の通知を受けた課等の長は、別に定める基準を満たす広告主を募集し、当該課等が置かれる部等の長の決裁を受け、応募があった者の中から広告主の候補者を決定するものとする。

2 前項の規定により広告主の候補者を決定した課等の長は、各務原市広告掲載広告主選定審査依頼書（様式第3号）に当該広告掲載をする予定の広告を添えて市長公室長に提出し、当該候補者が広告掲載をするにに係る審査を依頼しなければならない。

3 市長公室長は、前項の規定による審査の依頼があったときは、その内容を審査し、各務原市広告掲載広告主選定審査結果通知書（様式第4号）により審査の結果を通知しなければならない。

(疑義が生じた場合の審査機関)

第10条 第8条第2項の規定による広告掲載に係る審査又は前条第3項の規定による広告主選定の審査における疑義事項を審査するため、各務原市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 市長公室広報課長
- (3) 企画総務部企画政策課長
- (4) 産業活力部商工振興課長
- (5) 都市建設部都市計画課長
- (6) 教育委員会事務局総務課長

3 審査会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、市長公室長をもって充て、会務を総理する。

5 副委員長は、市長公室広報課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会の会議は、前条第1項に規定する疑義事項が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員長は、緊急を要する場合等特に必要と認めたときは、委員の回議をもって審査会の会議の審議に代えることができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、市長公室広報課において処理する。

(市の資産でない市政情報を掲載する媒体に係る広告の審査等)

第13条 市は、市政情報を掲載する媒体であって市の資産でないものに係る広告について、この要綱の規定に準じて審査等を行い、必要に応じて当該媒体を発行等する者に意見を述べることができる。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

附 則（平成20年3月27日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日決裁）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月10日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年1月27日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の広告掲載の申込みから適用する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）市長公室長

長

各務原市広告掲載審査申込書

各務原市広告掲載要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり審査を依頼します。

記

審査項目	審査内容
広告媒体の種類	
広告の規格	
広告掲載位置等	
広告掲載期間	
広告募集方法	
予定価格	
選定方法	
備考	

※当該年度において、新たに広告媒体により広告掲載を行う場合に提出すること。

※サンプル（広告の規格、広告の掲載位置等が分かるもの）を必ず添付すること。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先） 長

市長公室長

各務原市広告掲載審査結果通知書

各務原市広告掲載要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり審査した結果について通知します。

記

審査項目	審査内容	審査結果
広告媒体の種類		
広告の規格		
広告掲載位置等		
広告掲載期間		
広告募集方法		
予定価格		
選定方法		

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）市長公室長

長

各務原市広告掲載広告主選定審査依頼書

各務原市広告掲載要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり審査を依頼します。

記

審査項目	審査内容
広告媒体の種類	
広告の規格	
広告掲載位置等	
広告掲載期間	
広告募集方法	
予定価格	
選定方法	
広告主	
所在地氏名	
金額	

※広告媒体に掲載する広告のサンプル又はその写しを添付すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 長

市長公室長

各務原市広告掲載広告主選定審査結果通知書

各務原市広告掲載要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり審査した結果を通知します。

記

審査項目	審査内容	審査結果
広告媒体の種類		
広告の規格		
広告掲載位置等		
広告掲載期間		
広告募集方法		
予定価格		
選定方法		
広告主		
所在地氏名		
金額		